

重要事項説明書

通所リハビリテーション

事業者：こくぶ脳外科デイケアセンター

1. 法人概要

法人名称	医療法人社団 こくぶりた
法人の所在地	香川県高松市国分寺町福家 3812 番地 1 号 イオンタウン国分寺メディカルモール内
法人種別	医療法人
代表者名	政田 哲也
電話番号	087-875-2255
介護保険法令に基づき高松市から指定を受けている居宅介護サービスの種類	(介護予防) 居宅療養管理指導・(介護予防) 訪問リハビリテーション・(介護予防) 通所リハビリテーション

2. 事業所概要

介護保険法令に基づき高松市から指定を受けている事業所名称	こくぶ脳外科デイケアセンター
指定事業所番号	3710120522
事業所在地	香川県高松市国分寺町新名 3836 番地 2 号
電話番号	087-899-8882
FAX 番号	087-899-8933

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

事業所の理学療法士が、要介護状態にあり、医師が指定通所リハビリテーションの必要性を認めた者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

運営の方針

- ①事業所の理学療法士は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設において理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図る。
- ②事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保険・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務体制	職務内容
医師	1 名	8 時 30 分～18 時	従業者へ指示を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。
理学療法士	3 名以上	8 時 30 分～18 時	医師の指示のもと、療養計画に基づき理学療法その他必要なりハビリテーションを提供する。
看護職員	1 名	8 時 30 分 ～16 時 30 分	医師の指示のもと、利用者の心身状態の把握と療養計画に基づく看護・介護を行う。

介護職員	2名以上	8時30分 ～16時30分	リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助を行う。
------	------	------------------	----------------------------

5. 営業日・営業時間・サービス提供時間・利用定員

営業日	月～土曜日（木・土曜日は半日、祝日・際日を除く）
営業時間	9時00分～18時00分（木・土曜日は9時00分～12時30分）
サービス提供時間	1時間以上2時間未満 ①9時10分～10時30分 月～土曜日 ②10時40分～12時00分 月～土曜日 ③14時30分～15時50分 月、火、水、金曜日
利用定員	介護予防通所リハビリテーションも含めて、月～金曜日①、②、③を30人とし、土曜日①、②を20人とする。

6. 利用料

地域単価(その他)	10.17円
-----------	--------

6-1 サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

6-2 公的介護保険の適用がある場合には、利用者は事業所に対して、上記サービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下、「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。

6-3 公的介護保険の適用がない場合及び介護保険法上償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を、公的介護保険の適用がある場合において、給付限度額又は支給限度額を超えるサービスを提供した場合には、その限度額を超えた額を、利用者は事業所に対して支払うものとします。

また、公的介護保険の適用がない場合に限り、別途消費税を利用者にご負担頂きます。

6-4 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業所は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとします。

6-5 通常規模型リハビリテーションのサービス内容

- 一 通所リハビリテーション（集団・個別リハビリテーション等）
- 二 送迎サービス
- 三 リハビリテーションマネジメント
- 四 短期集中個別リハビリテーション
- 五 健康状態のチェック

6-6 利用料金 通常規模型・通所リハビリテーション費（要介護度／基本単位数／利用者負担）

1時間以上2時間未満

介護度	サービス利用単位	利用者負担（1割） / 頻度
要介護1	369単位	375円/日
要介護2	398単位	404円/日
要介護3	429単位	436円/日

要介護4	458 単位	465 円/日
要介護5	491 単位	499 円/日

6-7 サービス提供加算

加算項目	サービス利用単位	利用者負担（1割） / 頻度
リハビリテーションマネジメント加算(イ) （同意日の属する月から6月以内）	560 単位	569 円/月
（同意日の属する月から6月超）	240 単位	244 円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) （同意日の属する月から6月以内）	593 単位	603 円/月
（同意日の属する月から6月超）	273 単位	277 円/月
医師が利用者又はその家族に説明した場合	270 単位	274 円/月
短期集中個別リハビリテーション加算 退院または認定日から3月以内	110 単位	111 円/日
理学療法士等体制強化加算	30 単位	30 円/日
科学的介護推進体制加算	40 単位	40 円/月
移行支援加算	12 単位	12 円/日
退院時共同指導加算	600 単位	610 円/回

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合

延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3カ月間、基本報酬の3%の加算を行う。

6-8 減算

減算項目	減算単位	利用者負担（1割） / 頻度
送迎を行わない場合の減算	片道につき-47 単位	-47 円/片道につき

※加算、減算は条件に該当した者のみ適応となる。

- ①指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時はその1割、2割または3割の額とする。
- ②前項三の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- ③支払い方法（現金集金）
毎月10日までに前月分の請求を致しますので、10日以降に現金でお支払い下さい。

7. 通常の事業の事業実施地域

通常の事業の実施地域は、高松市国分寺町、檀紙町、御厩町、中間町、円座町、西山崎町、岡本町、川部町、綾川町（畑田、陶、萱原）とする。

8. サービス利用にあたっての留意事項

利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- ①医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所リハビリテーション等従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- ②利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱い要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- ③利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

9. 緊急時の対応方法

開設医療機関担当医への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

開設医療機関	担当医	政田 哲也
	医療機関の名称	こくぶ脳外科・内科クリニック
	所在地	香川県高松市国分寺町福家 3812-1 イオンタウン国分寺メディカルモール内
	電話番号	087-875-2255

10. 事故発生時の対応

- ①サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な処置を行う。
また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。
- ②サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

11. 非常災害対策

11-1 事業者は、消防法に規定する防火管理者又は防火管理についての責任者を設置して、消防計画（これに準ずる計画を含む。）を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- ①消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- ②消防設備、施設等の点検及び整備
- ③従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- ④その他防火管理上必要な業務

11-2 事業者は、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練等を実施する。

12. 虐待の防止のための措置に関する事項

12-1 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ②事業者における虐待防止のための指針を整備すること。
- ③事業者において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

12-2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

1 3. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束廃止に向けての取り組み

- ①事業所は身体拘束などの適正化の指針を整備します。
- ②サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ③緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び保証人などに、提供ケアに関する説明書をもって説明し、同意を得ます。
- ④事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど身体拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ⑤身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います

1 4. 苦情処理の体制

①利用者からの苦情、相談等に対応する常設の窓口、担当者は当事業所の従事者です。

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談解決担当を置く。

また、担当者が不在のときは、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐ。

(事業所の利用者苦情相談窓口)

苦情相談窓口担当	鵜川 裕司
受付日	月曜日～土曜日（木・土曜日は半日、祝日・祭日を除く）
受付時間	午前9時～午後6時00分まで
電話番号	087-899-8882
FAX 番号	087-899-8933

②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情があった場合は、直ちに担当者から相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして、詳しい事情を聞くとともに、職員からも事情を聴き、事実の確認を行う。
- ・ 担当が必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。検討会議を行わない場合も、管理者に報告する。
- ・ 相談・苦情の状況について記録を保管し、再発予防に努める。
- ・ 改善後の状況について確認を行う。

③その他参考事項

毎日朝礼で確認する等、普段から苦情が出ないようなサービスの提供を心掛ける。職員に対する研修を実施する。

1 5. 衛生管理等

- (1) 指定通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.6. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.7. 個人情報の使用等及び秘密の保持

- (1) 事業所及びその従業者は、利用者及びそのご家族の個人情報を、次に掲げるサービス提供のために必要な範囲内において、使用、提供又は収集（以下、「使用等」とします。）させて頂くとともに、利用者及びそのご家族は、予めこれに同意するものとします。なお、個人情報の利用目的を変更する場合には、予め通知又は公表するものとします。
 - ① 利用者にサービスを提供するために必要な場合。
 - ② 利用者にかかわる居宅サービス計画及び介護計画の立案、作成及び変更に必要な場合。
 - ③ サービス担当者会議その他介護支援専門員及び関係サービス事業所との情報共有及び連絡調整等のため必要な場合。
 - ④ 利用者が医療サービスの利用を希望され、主治医の意見を求める必要のある場合（予め担当のサービス従事者により連絡先を確認させて頂きます）。
 - ⑤ 利用者の容態の変化等に伴い、ご親族、医療機関及び行政機関等に緊急連絡を要する場合。
 - ⑥ 行政機関の指導又は調査を受ける場合。
 - ⑦ サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による評価を受ける場合。
- (2) 事業所は、利用者及びそのご家族の個人情報に関して、利用者から開示又は訂正の要求がある場合には、所定の方法に従い、開示又は訂正するものとします。
- (3) 事業所及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

香川県介護保険担当窓口一覧

(抜 粋)

保険者名	郵便番号	市役所・役場 所在住所	担当課(係)	担当電話番号
高松市	760-8571	高松市番町1丁目8-5	介護保険課	087-839-2326
丸亀市	763-3507	丸亀市大手町2丁目3-1	長寿課	0877-24-8807
坂出市	762-8601	坂出市室町2丁目3-1	高齢福祉課	0877-44-5007
さぬき市	769-2195	さぬき市志度5385-8	長寿障害福祉課	0879-52-2516
東かがわ市	769-2792	東かがわ市湊18-17-1	保健課	0879-26-1229
三木町	761-0692	木田郡三木町大字氷上310	健康福祉課	087-891-3304
綾川町	761-2292	綾歌郡綾川町山田下2224	健康福祉課	087-870-9052
宇多津町	769-0292	綾歌郡宇多津町1881	保健福祉課	0877-49-8003

香川県国民健康保険団体連合会(県国保連)

郵便番号	住所	担当室	担当電話番号
760-0066	高松市福岡町二丁目3-2	介護保険室	087-822-7453